大阪国際大学短期大学部 学則

第１章　総　則

（目的）

第１条　大阪国際大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法の精神に則り、高い教養を授けると共に、専門の職業教育を施し、よき社会人を育成することを目的とする。

（学科）

第２条　本学に、次の学科を置く。

栄養学科

ライフデザイン学科

幼児保育学科

２　本学は、前条に掲げる目的を達成するため設置学科の目的を次のとおり定める。

栄養学科

高い教養を基礎にし、心豊かな人間性と生命の尊厳に対する倫理観を有し、食と栄養の専門職として、使命感と責任感をもって人々の健康増進に貢献できる人材を養成することを目的とする。

ライフデザイン学科

高い教養とグローバルな視野を有するとともに、暮らしや社会の変化に対応できる知識・能力を備え、ビジネス社会、地域社会、国際交流に貢献できる人材を養成することを目的とする。

幼児保育学科

高い教養を基礎にし、保育に必要な専門知識・技能を修得した人材を育成することを目的とする。

（学位授与の方針等）

第２条の２　本学は、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定める。

それぞれの方針に関する事項は別に定める。

（修業年限、在学年限）

第３条　本学の修業年限は、２年とする。ただし、６年を超えて在学することはできない。

（定員）

第４条　本学の学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
栄養学科	４０名	８０名
ライフデザイン学科	５０名	１００名
幼児保育学科	８０名	１６０名

第２章　授業科目

（授業科目編成）

第５条　本学の授業科目は、基本教育科目及び学科専門教育科目とする。

（授業科目及び単位数）

第６条　本学において、開設する授業科目及びその単位数は、別表のとおりとする。

（学修時間）

第７条　授業科目の単位数は、１単位の授業科目を４５時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

（１）講義については、１５時間の授業をもって１単位とする。

（２）演習については、３０時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目によっては、１５時間の授業をもって１単位とすることができる。

（３）実験、実習及び実技については、４５時間の授業をもって１単位とする。ただし、授業科目によっては、３０時間又は４０時間の授業をもって１単位とすることができる。

（授業の方法）

第７条の２　本学の授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行うものとする。

２　文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。ただし、これにより修得する単位数は、第８条の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち３０単位を超えないものとする。

３　第１項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

４　文部科学大臣が別に定めるところにより、第１項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。

第３章　履修方法及び課程修了の認定

（課程修了要件）

第８条　本学の課程を修了するためには、２年以上６年以内在学し、次の履修方法により、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては６６単位以上、幼児保育学科においては６２単位以上修得しなければならない。

（１）基本教育科目から外国語科目２単位以上を含め８単位以上

（２）学科専門教育科目から５０単位以上

（３）基本教育科目ならびに学科専門教育科目のうちから、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては８単位以上、幼児保育学科においては４単位以上

（免許・資格）

第９条　教員免許状を得ようとする者は、前条の規定による修得単位のほかに、教育職員免許法及び同

法施行規則に定める科目及び単位を取得しなければならない。教職課程の履修に関しては、別に定める。

２　取得できる教員免許状の種類及び教科は、次のとおりとする。

幼児保育学科　　幼稚園教諭二種免許状

３　栄養士の免許を得ようとする者（栄養士養成施設定員４０名）は、前条の規定による修得単位のほかに、栄養士法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。

４　保育士の資格を得ようとする者（保育士養成施設定員８０名）は、前条の規定による修得単位のほかに、児童福祉法施行令及び同法施行規則等に定める科目及び単位を修得しなければならない。

（他大学等における学修又は修得単位の認定）

第１０条　学長は、教育上有益と認めるときは、本学学生が次の各号に定めるところにより修得した単位または学修について、教授会の意見を聴き、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

（１）他の短期大学又は大学との協議に基づき、本学の定めるところにより、本学学生が当該大学等の授業科目を履修し修得した単位

（２）本学学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修

（３）本学学生が本学に入学する前に短期大学又は大学で修得した単位

（４）本学学生が本学に入学する前に行った第２号に定める学修

２　前項第１号及び第２号に定める規定により、修得したとみなすことができる単位数は、３０単位を超えないものとする。

３　第１項第１号に定める規定は、本学学生が外国の短期大学又は大学に留学した場合に準用する。この場合において修得したものとみなすことができる単位数は、第１項第１号及び第２号の規定により修得した単位数と合わせて、４５単位を超えないものとする。

４　第１項第３号及び第４号の規定により修得したとみなすことができる単位数は、転学等を除き、合わせて３０単位を超えないものとする。

５　第１項第１号の規定により履修する場合の取り扱いについては、別に定める。

（他学科における履修）

第１０条の２　学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の意見を聴き、他学科の学科専門教育科目を３０単位を限度として、履修させることができる。

２　前項により修得した単位は、所属学科の学科専門教育科目の単位を修得したものと認める。ただし、前条の第１項第１号及び第２号の規定により修得したとみなすことができる単位数と合わせて３０単位を超えないものとする。

（履修の方法）

第１０条の３　授業科目の履修方法その他履修に関する必要な事項は、履修規程の定めるところによる。

（本学開設科目の課程修了要件）

第１０条の４　第１０条及び第１０条の２により単位を認定された者が、本学の課程を修了するためには、第８条に規定する必要修得単位のうち、本学で開設する基本教育科目ならびに所属学科の学科専門教育科目の中から、栄養学科ならびにライフデザイン学科においては３４単位以上、幼児保育学科においては３２単位以上を修得しなければならない。

（単位の授与及び成績の評価）

第１１条　１つの授業科目を履修し、更にその科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

２　履修科目の成績評価については、別に定める。

（卒業）

第１２条　本学に２年以上在学し、第８条に定める単位を修得した者には、学長が卒業を認定する。但し、在籍の延長を所定の様式により願い出た場合、１年を限度として特別にこれを認めることができる。

（学位）

第１３条　本学を卒業した者には、次の区分に従い短期大学士の学位を授与する。

栄養学科	短期大学士（栄養学）
ライフデザイン学科	短期大学士（総合人間学）
幼児保育学科	短期大学士（幼児教育学）

第４章　入学・休学・退学・転学・転科・復学・除籍・復籍・再入学・転入学

（入学の時期）

第１４条　入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第１５条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

（１）高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者

（２）通常の課程による１２年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）

（３）外国において、学校教育における１２年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

（４）文部科学大臣が、高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

（５）専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（６）文部科学大臣の指定した者

（７）高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試

験に合格した者【同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第１３号。以下「旧規程」という。）による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。】

（８）学校教育法第９０条第２項の規定により他の大学に入学した者について、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの。

（９）個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、１８歳に達したもの。

（入学の出願）

第１６条　本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を添えて、入学願書及び別に定める書類を、所定の期日までに提出しなければならない。

（入学者の選考及び入学手続き、入学許可）

第１７条　入学者の選考は、選抜試験の結果に基づき、これを行う。

２　合格の通知を受けた者は、別に定める細則によって所定の手続きをしなければならない。

３　学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

（休学）

第１８条　病気その他の事由により、引続いて３カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

２　修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

３　休学期間は１年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、１年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

４　休学期間は、通算して３年を超えることができない。

５　休学の期間は、第３条の在学年限に算入しない。

６　休学期間中にその理由が消滅した場合は学長の許可を得て復学することができる。

７　休学期間中の授業料は、その期間などにより大学が定める。

（退学）

第１９条　退学しようとする者及び転学を希望する者は、その理由を明らかにし、保証人連署の上、願い出て許可を受けなければならない。

（再入学）

第２０条　願いにより退学した者が、復学しようとするときは、許可を得て退学時の相当年次に再入学することができる。

（転科）

第２１条　本学在学生が他学科への転科を志望するときは、選考の上、相当年次への転科を許可することができる。

（転入学）

第２２条　他の大学から転学を志願する者に対しては、選考の上、相当年次に転入学を許可することができる。

（除籍）

第２３条　次の各号の１に該当する者は、これを除籍する。

（１）授業料・施設設備費の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

（２）第３条に定める在学年限を超えた者

（３）第１８条第４項に定める休学期間を超えて、なお修学できない者

（４）長期間にわたり行方不明の者

（復籍）

第２４条　前条第１号、第３号、第４号により除籍となった者が復学しようとするときは、許可を得て除籍時の相当年次に復籍することができる。

２　復籍に関する取り扱いは、別に定める。

第５章　海外留学

（海外留学）

第２５条　海外留学に関する規則は、別に定める。

第６章　学生納付金

（学費等）

第２６条　入学検定料、学費及びその他の納付金について必要な事項は、別にこれを定める。

第７章　教職員組織

（教職員組織）

第２７条　本学に、次のとおり教職員を置く。

学長・教授・准教授・講師・助教・助手及びその他の職員

２　教職員に関する規則は、別に定める。

（教授会）

第２８条　本学に、教授会を置く。

２　教授会は、短期大学部に所属する教授をもって構成する。ただし、教授会が必要と認めたときは、准教授、専任講師、助教を構成員に加えることができる。

３　教授会は、次に掲げる事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）学生の入学、卒業及び課程の修了
（２）学位の授与
（３）前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
４　教授会は、前項に規定するもののほか、当該学科に係る教育研究に関する事項について審議し、又は学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
５　その他教授会に関する必要な事項は、別に定める。

第８章　図書館

（図書館）
第２９条　本学の図書館に関する規程は、別にこれを定める。

第９章　学年・学期及び休業日

（学年）
第３０条　学年は、４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（学期）
第３１条　学年を、次の２期に分ける。
前期は、４月１日に始まり９月３０日に終わる。
後期は、１０月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（休業日）
第３２条　授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次の通りとする。
１　土曜日
２　日曜日
３　国民の祝日に関する法律に規定する休日
４　創立記念日（１月１８日）
５　春期休業（３月１１日から４月５日まで）
６　夏期休業（８月１日から９月２０日まで）
７　冬期休業（１２月２４日から１月６日まで）
２　前項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、又は休業日に授業を行うことができる。

第１０章　科目等履修生

（科目等履修生の入学許可）
第３３条　本学において、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障のない限り選考の上、科目等履修生として、入学を許可することができる。

２　履修した授業科目について、試験の結果、合格者には所定の単位を認定することができる。

（科目等履修生の取扱い）

第３４条　科目等履修生に関する規則は、別に定める。

第１１章　外国人留学生

（外国人留学生）

第３５条　外国人で本学に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として、入学を許可することができる。

２　外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第１２章　厚生施設

（厚生施設）

第３６条　本学に、厚生施設を設ける。その規則は、別に定める。

第１３章　賞　罰

（褒賞）

第３７条　本学学生で、性行、学業の特に優秀な者は、学長が褒賞することがある。

（懲戒）

第３８条　本学の、規則に違反し又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

２　懲戒は､その軽重に従い、譴責・停学・退学とする。

３　前項の退学は、次の１に該当する者に対して行う。

（１）性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

（２）学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

（３）正当な理由がなくて出席常でない者

（４）本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

４　懲戒に関する手続きについては、別に定める。

附　則

１　本学則は、昭和３７年４月１日より施行し、施行に必要な細則は、別に学長が定める。

附　則

１　英文科増設に伴う改正学則は、昭和３８年４月１日より施行する。

附　則

1　栄養士課程の教育課程改正に伴う学則は、昭和４０年４月１日以降に適用する。

附　則

1　栄養士課程の教育課程改正に伴う学則は、昭和４２年４月１日以降に適用する。

附　則

1　この改正学則は、昭和４９年４月１日より施行する。

2　前項の規定にかかわらず、改正後の学則第６条及び第２０条は昭和４９年度以降入学者についてのみ適用し、昭和４８年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　英文科定員変更並びに幼児教育科増設に伴う改正学則は、昭和５１年４月１日より施行する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和５０年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

3　英文科の総定員は、学年進行により完成年度(昭和５２年度)に達するまで昭和５１年度１２０名、昭和５２年度１６０名と暫増するものとする。

4　幼児教育科の総定員は、学年進行により完成年度（昭和５２年度）に達するまで昭和５１年度１００名、昭和５２年度２００名と暫増するものとする。

附　則

1　この改正学則は、昭和５２年４月１日より施行する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和５１年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、昭和５３年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、改正後の学則第２０条は、昭和５３年度以降入学者についてのみ適用し、昭和５２年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、昭和５４年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、改正後の学則第２０条の規定は、昭和５４年度以降入学者についてのみ適用し、昭和５３年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和５５年４月１日から施行し適用する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和５４年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和５６年４月１日から施行し適用する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和５５年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和５７年４月１日から施行し適用する。
2　前項の規定にかかわらず、昭和５６年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　家政科・英文科・幼児教育科の定員変更に伴う改正学則は、昭和５８年４月１日より施行する。
2　前項の規定にかかわらず、昭和５７年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。
3　家政科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和５９年度）に達するまで昭和５８年度２００名、昭和５９年度２４０名と暫増するものとする。
4　英文科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和５９年度）に達するまで昭和５８年度２００名、昭和５９年度２４０名と暫増するものとする。
5　幼児教育科の総定員は、学年進行により、完成年度（昭和５９年度）に達するまで昭和５８年度２５０名、昭和５９年度３００名と暫増するものとする。

附　則

1　国際文化学科増設に伴う改正学則は、昭和５９年４月１日より施行する。
2　前項の規定にかかわらず、昭和５８年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和６０年４月１日から施行し適用する。
2　前項の規定にかかわらず、改正後の学則第８条及び第２１条の規定は、昭和６０年度以降の入学者についてのみ適用し、昭和５９年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和６１年４月１日から施行し適用する。
2　第４条に規定する入学定員（総定員）は、平成１２年度までの間は次のとおりとする。

年度 / 学科	昭和61年度		昭和62年度～平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家政科	180	300	180	360	120	300
英語科	200	320	200	400	120	320
幼児教育科	150	300	150	300	150	300
国際文化学科	200	360	200	400	160	360
計	730	1,280	730	1,460	550	1,280

3　第１項の規定にかかわらず、改正後の第２１条の規定は、昭和６１年度以降の入学者についてのみ適用し、昭和６０年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和６２年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、昭和６１年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、昭和６３年４月１日から施行する。
2　前項の規定にかかわらず、昭和６２年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、平成元年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、昭和６３年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

「ただし書き」削除

附　則

1　この学則は、平成２年４月１日から施行し適用する。

2　昭和６１年４月１日施行の附則第２項の規定にかかわらず、国際文化学科の入学定員（総定員）については、平成１１年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成2年度		平成3年度～ 平成10年度		平成11年度	
国際文化学科	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
	240	440	240	480	200	440

3　第１項の規定にかかわらず、平成元年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、平成３年４月１日から施行する。

2　昭和６１年４月１日施行の附則第２項及び平成２年４月１日施行の附則第２項の規定にかかわらず、家政科・英語科及び国際文化学科の入学定員（総定員）については、平成１２年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成3年度		平成4年度～ 平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
家　政　科	220	400	220	440	220	440	120	340
英　語　科	240	440	240	480	240	480	120	360
国際文化学科	280	520	280	560	240	520	160	400

3　第１項の規定にかかわらず、平成２年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この学則は、平成３年１０月１日から施行する。

2　前項の学則施行の際、昭和６３年度の入学者で、現に在籍する者については、改正前の平成元年度施行の附則第２項の「ただし書き」に定める施設費の額を、次のとおりとする。

昭和６３年度入学者　　年額　170,000円

附　則

1　この学則は、平成４年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成３年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成５年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成４年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成６年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成５年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成７年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成６年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成７年６月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成６年度以前の入学者については、第３２条の規定を除きなお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成８年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成７年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成９年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成８年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

3　英語科については、平成９年４月１日で、学生募集を停止する。なお、平成９年３月３１日現在、英語科に在籍する学生が在籍しなくなるまでの間は、英語科は存続するものとする。

4　第４条の規定及び平成３年４月１日施行の附則第２項の規定にかかわらず、家政科の学生定員については、平成１２年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成9年度		平成10年度及び平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科	160	380	160	320	60	220

附　則

1　この改正学則は、平成１０年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成９年度以前入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成１１年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１０年度以前の入学者については、第９条第４項の規定を除きなお従前の例によるものとする。

3　平成３年４月１日施行の附則第２項の規定にかかわらず、国際文化学科の学生定員については、平成１２年度までは次のとおりとする。

年度 学科	平成11年度		平成12年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国際文化学科	２８０	５６０	１６０	４４０

附　則

1　この改正学則は、平成１２年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１１年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

3　平成９年４月１日施行の附則第４項及び平成１１年４月１日施行の附則第３項の規定にかかわらず、家政科及び国際文化学科の学生定員については、平成１６年度までの間は次のとおりとする。

年度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政科	１５０	３１０	１４０	２９０	１３０	２７０	１２０	２５０	１１０	２３０
国際文化学科	２６８	５４８	２５６	５２４	２４４	５００	２３２	４７６	２２０	４５２

附　則

1　この改正学則は、平成１３年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１２年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正学則は、平成１４年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１３年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正は、平成１５年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、第２６条及び第３３条を除き、平成１４年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正は、平成１５年１２月２５日から施行する。

附　則

1　この改正は、平成１６年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１５年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

3　第４条の規定にかかわらず、平成１６年度の収容定員は次のとおりとする。

年度	平成１６年度
学科	収容定員
家　政　科	２３０名
国際文化学科	３９２名

附　則

1　この改正は、平成１７年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１６年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

3　第４条の規定にかかわらず、平成１７年度の幼児保育学科及び国際文化学科の収容定員は次のとおりとする。

年度 学科	平成１７年度 収容定員
幼児保育学科	３３０名 （但し、幼児教育科の収容定員１５０名を含む）
国際文化学科	２９０名

附　則

この改正は、平成１７年１２月２２日から施行する。

附　則

1　この改正は、平成１８年４月１日から施行する。

2　前項の規定にかかわらず、平成１７年度以前の入学者については、なお従前の例によるものとする。

附　則

1　この改正は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

1　この改正は、平成２０年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成１９年度以前の入学者については、なお従前の例による。第４条の規定にかかわらず、平成２０年度の収容定員は、次のとおりとする。

年度 学科	平成２０年度 収容定員
ライフデザイン総合学科	２００名
家政科	１１０名
幼児保育学科	３６０名
国際文化学科	１３０名

3　家政科及び国際文化学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

1　この改正は、平成２１年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２０年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成２２年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２１年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成２３年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２２年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成２４年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２３年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成２５年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２４年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、平成２６年２月２５日から施行する。

附　則

1　この改正は、平成２６年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２５年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成２７年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２６年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3　第４条の規定にかかわらず、平成２８年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	平成27年度 収容定員	平成28年度 収容定員
ライフデザイン総合学科	３４０名	２８０名
幼児保育学科	３３０名	３００名

附　則

この改正は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

1　この改正は、平成３０年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成２９年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

1　この改正は、平成３１年４月１日から施行する。

2　前項にかかわらず、平成３０年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和２年４月１日から施行する。
２　前項にかかわらず、令和元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和３年４月１日から施行する。
２　前項にかかわらず、令和２年度以前の入学者については、なお従前の例による。第４条の規定にかかわらず、令和３年度の収容定員は、次のとおりとする。

年度 学科	令和３年度 収容定員
栄養学科	４０名
ライフデザイン学科	１００名
ライフデザイン総合学科	１４０名
幼児保育学科	３００名

３　ライフデザイン総合学科については、当該学科に在籍する者が、在籍しなくなる日までの間、存続するものとする。

附　則

この改正は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和５年４月１日から施行する。
２　前項にかかわらず、令和４年度以前の入学者については、なお従前の例による。
３　第４条の規定にかかわらず、令和６年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和５年度 収容定員	令和６年度 収容定員
栄養学科	８０名	８０名
ライフデザイン学科	２００名	２００名
幼児保育学科	２５０名	２００名

附　則

１　この改正は、令和６年４月１日から施行する。
２　前項にかかわらず、令和５年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附　則

１　この改正は、令和７年４月１日から施行する。
２　前項にかかわらず、令和６年度以前の入学者については、なお従前の例による。
３　第４条の規定にかかわらず、令和８年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和７年度 収容定員	令和８年度 収容定員
栄養学科	８０名	８０名
ライフデザイン学科	１８０名	１６０名
幼児保育学科	１８０名	１６０名

附　則

１　この改正は、令和８年４月１日から施行する。

２　前項にかかわらず、令和７年度以前の入学者については、なお従前の例による。

３　第４条の規定にかかわらず、令和９年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学科	令和８年度 収容定員	令和９年度 収容定員
栄養学科	８０名	８０名
ライフデザイン学科	１３０名	１００名
幼児保育学科	１６０名	１６０名